

事業環境の変化に素早く対応を TOPICS① 専門家相談窓口を今年も開設しています

印西市商工会では、千葉県商工会連合会が実施している「事業環境変化対応型支援事業」を昨年に引き続き活用し、会員の皆様が抱える各種経営の悩み解決に向けた専門家相談窓口を開設しています。

専門家相談窓口では、資金繰りを含めた今後の事業計画作成や、販路開拓等に資する補助金活用、事業継続力強化計画策定など、あらゆるご相談を承りますので、従来の経営指導員による支援に加えて専門家相談も是非ご活用ください。

・ 専門家相談窓口設置期間：令和8年2月10日～令和9年1月中旬（9時～15時）

※ 予約制です（基本的に9：00～、10：30～、13：30～でお受けします）

・ 担当 専 門 家：火曜日 佐野紳也 中小企業診断士（第1・第3週）

井上貴博 中小企業診断士（第2・第4週）

水曜日 田口一豊 社会保険労務士（第2・第4週）

木曜日 石塚康弘 中小企業診断士（第1・第3週）

長松睦裕 中小企業診断士（第2・第4週）

※ 4月以降担当専門家変更の可能性がります

・ 相 談 会 場：印西市商工会館

※ 商工会での相談を原則としますが、内容により事業所にお伺いしての相談にも対応いたします

・ 主な相談対応内容：各種物価高騰対策、デジタル化、最低賃金引上げ対応、事業承継、インボイス、電子帳簿保存法、事業環境変化等を踏まえた経営計画（補助金、助成金、給付金等の申請補助を含む）

その他各種課題への対策

・ 申 込 方 法：事前に商工会へお電話（TEL 42-2750）にて日程調整をお願いします

令和8年度補助金情報

TOPICS② 販路開拓に取り組む小規模事業者の皆様へ

小規模事業者持続化補助金

(第19回公募：3月6日～4月30日)

※第20回公募は5月以降発表

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(賃金引上げ、インボイス導入)等に対応しつつ、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上、業務効率化を通じて持続的発展を図るため経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の関連経費について補助するものです。

令和7年度補正予算として実施される本年は、類型整理のほか、免税事業者からインボイス発行事業者への転換や事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者の補助上限額上乘せが講じられています。

詳細は全国商工会連合会ホームページをご覧ください。商工会までお尋ねください。

【補助金の類型等】 取扱機関(事務局)：全国商工会連合会 他

類 型	概 要	補助上限額 及び補助率
① 一般型	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画にそって行う販路開拓の取り組み等を支援。 ※インボイス特例(上限額+50万円)、賃金引上げ特例(上限額+150万円)あり	上限額：50万円 補助率：2/3 (賃金引上げ特例かつ赤字事業者3/4)
② 創業型	産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む小規模事業者を支援。 ※インボイス特例(上限額+50万円)あり ※創業型の申請にあたっては、公募締切時から起算して過去3か年の間に「特定創業支援等事業」による支援(いんざい創業塾等)を受けたことを要します。	上限額：200万円 補助率：2/3

● 補助対象者

印西市内で事業を営む小規模事業者。卸売業・小売業、サービス業は従業員5人以下(ただし宿泊業・娯楽業は従業員20人以下)、製造業・建設業その他は従業員20人以下。

※従業員数に会社役員や個人事業主は含めないものとし、パート労働者につきましては、要件を満たせば含めないものとなりますので、詳細はお問合せください。

※市外で事業を営んでいる方は、管轄する商工会や商工会議所に申請してください。

●補助対象事業

補助対象事業は、次の（１）から（３）に掲げる要件を満たす事業となります。

- （１）策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組。あるいは、販路開拓等の取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）のための取組
- （２）商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること
- （３）交付決定日から令和９年６月３０日（金）までに補助事業が終了すること

※同一内容で他の補助金等の交付を受けている、または受ける予定の事業や、本事業終了後概ね１年以内に売上げにつながるが見込まれない事業、射幸心をそそったり公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがある事業は対象となりません。

●補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託・外注費

※ウェブサイト関連費のみで申請はできません。必ず他の経費と一緒に申請してください。

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の $1/4$ が当経費申請額の上限です。

※その他対象外経費は、全国商工会連合会 HP 内の「公募要領」でご確認ください。

※補助対象経費の支払いは銀行振込となりますので、商品券・金券での支払いも補助対象外となります。詳細はお問合せください。

●申請期間

令和８年３月６日（金）～４月３０日（木）

※事業支援計画書（様式４）発行の受付締切：令和８年４月１６日（木）
（ご注意）４月１７日以降に発行依頼があっても、発行はできません。

●申請方法

「電子申請システム」での申請となります。（紙ベースでの郵送等ではできません）

申請 URL： <https://www.jizokuka-portal.info/>

※商工会への「事業支援計画書」（様式４）作成依頼もシステム上で行います。その後、商工会窓口で「事業支援計画書」（様式４）の交付を受けてください。

●その他

- ・申請には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。（GビズIDを取得 <https://gbiz-id.go.jp/top/>）
- ・同一事業者からの応募は１件です。（複数の屋号を持っている場合も１件のみです）
- ・採択審査は、提出資料について有識者等により構成される審査委員会において行います。
- ・事業実施にあたり会計検査院等が実施検査に入ることがあります。
- ・数多くの事業所に活用いただく観点から、過去の採択事業所に減点措置が講じられます。
- ・令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞以降の採択事業者で、様式第 14 「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出がない事業者は申請できません。

〈留意点〉

- ・本事業は、小規模事業者自身が事業計画等の作成時や採択後の補助事業実施の際に、商工会の支援を直接受けながら取り組む趣旨となっています。このため、社外の代理人のみで、商工会への相談等を行うことはできません。

●参考URL

（全国商工会連合会ホームページ） https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/index.html

（千葉県商工会連合会ホームページ） <https://www.chibaken.or.jp/>

TOPICS③ ITツール導入で業務効率化・売上増へ デジタル化・AI 導入補助金（旧：IT 導入補助金） （3月末交付申請開始予定）※複数回公募予定

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

申請にあたっては、デジタル化・AI導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。

また、申請の際「G Biz IDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。（G Biz ID取得 <https://gbiz-id.go.jp/top/>）

【補助金の類型等】取扱機関（事務局）：TOPPAN株式会社

類型、補助対象経費、補助上限額、補助率

① 通常枠

自社の課題やニーズに合わせ、事業のデジタル化に必要なソフトウェアやシステムの導入経費を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートします。

○補助対象経費（※汎用性のあるものは不可）

- ・ソフトウェア：ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）
- ・導入関連費（オプション）：機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用
- ・導入関連費（役務の提供）：導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用

○補助額

- (1) 1プロセス以上：補助額 5～150万円未満、補助率 1/2以内
- (2) 4プロセス以上：補助額 150～450万円以下、補助率 1/2以内

○導入例：在庫管理システム、決済ソフト

② インボイス枠（インボイス対応類型）

会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト等の経費を補助することで、インボイス制度に対応した企業間取引のデジタル化を推進します。

○補助対象経費

- ・必須機器等：インボイス制度に対応し、「会計」・「受発注」・「決済」の機能を有するソフトウェア
- ・その他：機能拡張、データ連携ツール、セキュリティ、役務（導入コンサルティング、導入設定、マニュアル作成、導入研修、保守サポート）、ハードウェア（ソフトウェアの使用に資するものに限る）

○補助額：350万円以下（PC・タブレットは10万円以下、レジ・券売機は20万円以下）

補助率 2/3以内（補助額50万円以下の小規模事業者は4/5）、PC・ハードウェアは1/2

○導入例：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、パソコン

③ セキュリティ対策推進枠

サイバー攻撃の増加に伴う潜在的なリスクに対処するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策を支援します。

○補助対象経費

ITツール（ネットワーク監視システム等）の導入費用及び、サービス利用料（最大2年分）

○補助額：5～150万円、補助率 1/2以内（小規模事業者2/3以内）

○導入例：ネットワーク監視システム

★ナビダイヤル0570-666-376（IP電話等からは050-3133-3272）

※インボイス枠（電子取引類型）、複数社連携IT導入枠は省略

TOPICS④ 生産性向上に資する設備投資等を支援

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

（第23次公募 4月3日～5月8日）

中小企業等が行う、生産性向上や持続的な賃上げに資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等の取り組みを支援します。

申請にあたっては「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。（GビズID取得 <https://gbiz-id.go.jp/top/>）

【補助金の類型等】 取扱機関：全国中小企業団体中央会

類型、補助上限額、補助率等

① 製品・サービス高付加価値化枠

革新的な新製品・新サービス開発（※）の取り組みに必要な設備・システム投資等にかかる費用の一部を補助します。

○補助額：従業員数により750～2,500万円（下限100万円）、補助率 1/2～2/3

○補助事業実施期間：交付決定日から10か月（ただし採択発表日から12か月後の日まで）

○補助対象経費：機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

② グローバル枠

海外事業を実施し、国内の生産性向上に必要な設備・システム投資等の経費を補助します。

○補助額 3,000万円（下限100万円）、補助率 1/2～2/3

○補助事業実施期間：交付決定日から12か月（ただし採択発表日から14か月後の日まで）

○補助対象経費：機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

※海外市場開拓（輸出）関連事業のみ海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費可

★お問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）電話番号：050-3821-7013

TOPICS⑤ 新規事業挑戦を目指す中小企業等の設備投資を促進！ 中小企業新事業進出補助金

(第3回公募：令和8年3月26日まで) ※第4回以降の日程は未定

既存事業と異なる新市場・高付加価値事業進出への挑戦であって、企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげる設備投資等を支援します。

申請にあたっては「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。(GビズID取得 <https://gbiz-id.go.jp/top/>)

【補助金の類型等】 取扱機関（事務局）：株式会社博報堂 他

補助上限額等	従業員数に応じて2,500万円～7,000万円（下限750万円） 補助率1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行い、 ① 付加価値額の年平均成長率が4%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率2.5%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 以上4項目の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと
事業実施期間	交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、構築物費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	・基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます ・収益納付はありません（事業実施期間中に利益が出ても補助金返還不要）
★お問合せ先	中小企業新事業進出補助金HP内「コールバック予約システム」 (https://shinjigyuu.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1771377491)

【事業スキーム】



☆その他の補助金

補助金名	概要
事業承継・M&A 補助金	<p>事業承継・M&A後の新たな取り組み（設備投資、販路開拓）等の一部を補助します。</p> <p>○類型：①事業承継促進枠 ②専門家活用枠 ③PMI推進枠 ④廃業・再チャレンジ枠</p> <p>○公募期間：未定（年3回程度公募予定）</p>
ちば中小企業元気づくり基金	<p>（公財）千葉県産業振興センターが新商品開発、研究開発、地域資源活用、展示会出展等経費を補助します。</p> <p>○補助上限額：類型により50～1,000万円</p> <p>○公募期間：4月上旬～下旬の見込みです</p>
中小企業省力化投資補助金	<p>売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入する事業費等の一部を補助します。</p> <p>①カタログ注文型（公募随時）</p> <p>○補助上限額：200～1,000万円 補助率1/2</p> <p>②一般型（第5回公募終了、第6回公募は後日公表）</p> <p>○補助上限額：750～8,000万円 補助率1/2～2/3</p>

TOPICS⑥ 年の初めの活発な意見交換 新年賀詞交歓会を開催しました

1月15日（木）、ホテルマークワン CNT にて新年賀詞交歓会を開催しました。今回は過去最高となる103名の会員、来賓が出席され、あっという間の2時間でありました。

会員の皆様の業種を越えた交流を目的として平成30年に復活し、今回が6回目となる賀詞交換会ですが、令和6年の開催から会員同士の意見交換が活発化し、活気あふれる催しとして定着してまいりました。

今年の開催にあたり、昨年出席された方々から各会員の業種がわかるようにしてほしいという要望を受けましたので、出席者名簿に会員様の業種を加えたほか、名札は業種ごとに色分けする工夫を取り入れました。また、新たにPRスペースとアピールタイム（希望する会員様1社あたり30秒）を設ける新企画も実施しました。

実施しての課題は数々ありましたが、会員の皆様が有意義な時間を過ごせるよう、さらなる工夫を重ねて、より良い催しとなるよう努めてまいります。



TOPICS⑦ 建設業の方もそうでない方も 予期せぬ怪我などに対応する「全国商工会会員福祉共済」

実質的に従業員がいない事業所、または元請け工事のない建設業者においては労災保険の加入及び事業主等の労災特別加入ができません。

そんな皆様に朗報です！商工会の「会員福祉共済」は労災に加入できない方も当然に補償対象となります。

ケガや病気のリスクは労災加入の有無に関係なく同じですので、この機会に安価で幅広い補償の「会員福祉共済」への加入を検討してみませんか？

【会員福祉共済の概要について改めてご案内します】

商工会の福祉共済『会員福祉共済』は、全国で14万人以上が加入している「商工会員のための共済」です。（商工会員とその家族、従業員とその家族が加入できます。）

会員福祉共済は、年齢・性別・職種に関係なく一律月額2,000円で、仕事中、プライベートにかかわらず、入院は1日目から、通院は3日目から『けがによる補償』をいたします。自転車事故まで含む日常生活のトラブルを補償する個人賠償責任補償や、熱中症の補償付きで、さらに医療特約、がんの補償、生命補償も付加可能です。

また、加入から共済金請求まで、商工会の窓口で行えます。

【会員福祉共済の加入プランと特徴】

加入プラン	月額掛金	特徴
①「けが」の補償	2,000円 (充実補償の3,000円、4,000円コースもあります)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の、ありとあらゆる「けが」に対応（けがによる通院、入院、手術、後遺障害、死亡共済金、疾病による継続30日以上入院見舞金） ・ 通院は3日目から、入院は1日目から共済金が支払われます ・ 個人賠償責任補償、熱中症の補償付き
②「病気」の補償	1,000円	月額1,000円で入院・手術・放射線治療・先進医療に全て対応します
③「がん」の補償	3,000円 (66歳以上は倍額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「がん」と診断されると、手術・入院共済金と別途に一時金100万円支給（再発時も支給） ・ 上皮内がん、白血病でも減額せず支給 ・ 持病のない方は、がん以外の病気も補償されます
④「生命」の保障	年齢により異なります	割安な掛金で最高6,000万円まで保障（別途18%程度の配当が得られます）

注1 「病気」の補償のみの加入はできません。けがの補償とセットで加入が必要です。

注2 年齢（主に66歳以上）によって共済金の支給額が変わることがあります。

本共済についての詳細な内容等は、商工会にお気軽にお問い合わせください。



TOPICS⑧ 経営者等を騙る不審なメールにご注意！

最近、商工会関係者や、経営者を騙る不審なメールが頻発しています。うっかり対応すると事業所の金銭をだまし取られる事態につながります。

警察庁では、中小企業・小規模事業者の皆様に対して各種啓発を行っております。事業所内においても送金ルールを整備するなど、対策を取るようお願い申し上げます。

(参考)

警察庁 Web サイト「ビジネスメール詐欺に注意！」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/bec.html>

《警察庁より》

警察庁では、匿名・流動型犯罪グループ対策を推進しているところ、昨今メディアで報道されております法人（主に中小企業）を対象とした詐欺被害の連続発生を認知しております。手口としては、インターネット等で公開されている法人のメールアドレスに社長等経営者をかたって電子メールを送り、応じた従業員に対して「LINE グループ」の作成を指示し、同LINE グループに指定した従業員（経理担当）等を入れ、業務を装って法人口座の残高を調べさせたり指定した口座に送金させたりするなどして、法人の金銭をだまし取るものです。被害対象である中小企業に広く周知し被害の未然防止を図りたく、添付の資料を用いて周知活動や SNS による情報発信を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

※商工会にも以下のように届いています（一部文言を削除しています） ↓

TOPICS⑨ 令和8年1月1日施行

下請法、下請振興法が「取適法・振興法」に変わります



	取適法5つの改正ポイント	振興法4つの改正ポイント
①	協議に応じない一方的な価格決定の禁止	多段階の事業者が連携した取組への支援
②	手形払等の禁止	国・地方公共団体の責務規定新設
③	適用基準に従業員基準を追加	主務大臣による権限強化「勸奨」
④	対象取引に特定運送委託を追加	適用対象の追加
⑤	面的執行の強化	※詳細は「公正取引委員会」HPで!

TOPICS⑩ 商工会員なら大幅割引「各種賠償責任の補償」

商工会「ビジネス総合保険」・「業務災害保険」のご案内

事業活動には、さまざまなリスクが存在します。その中で、事業活動が、休止または阻害されることによって生じるリスク及び労働災害に関するあらゆるリスクに対応する2つの制度をご紹介します。

「商工会のビジネス総合保険」は、既存制度で補償していたPL、リコールによる賠償責任に加え、施設、業務遂行、管理財物に対する賠償責任もラインナップし、会員事業者を取り巻く事業活動リスクを総合的に補償します。

「商工会の業務災害保険」は、労災事故を幅広く補償し、従業員の就業中のケガに対する補償に加えて、労働災害における事業者側の賠償責任も補償します。

制度の詳細、割引率等は、下記損害保険会社にお尋ねください。

	商工会のビジネス総合保険	商工会の業務災害保険
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 「損害賠償責任」「休業損害」「財物損害」などを包括的に対応 リコール特約、情報漏えい補償など様々な特約があります 	<ul style="list-style-type: none"> 労災事故に関わる幅広い補償 労災保険支給と関係なく支払い 契約は補償対象者無記名式
取扱保険会社	東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)	
割引率	損害保険会社によって異なります	